

聖籠町職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第2号

聖籠町職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和50年聖籠町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とする。

第3条中「前条第6項」を「前条第4項」に改め、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（認定）

第4条 任命権者は、前条に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を別紙第2の様式の扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 任命権者は、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 任命権者は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第2条の見出しを「(届出)」に改め、同条第2項から第6項までを削り、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（扶養親族の範囲）

第 2 条 条例第 8 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額 1 3 0 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は前 2 号によるほか、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

本則に次の 1 条を加える。

(雑 則)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(平成 2 8 年改正条例附則第 4 項の規定が適用される間の読替え)

2 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間は、第 3 条中「条例第 9 条第 1 項」とあるのは、「聖籠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 2 8 年聖籠町条例第 1 9 号) 附則第 4 項の規定により読み替えられた条例第 9 条第 1 項」とする。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。